

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：スリランカ国再生可能エネルギーを活用した病院の電力レジリエンス強化計画準備調査  
(QCBS)

調達管理番号：22a00886

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年2月8日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国再生可能エネルギーを活用した病院の電力レジリエンス強化計画準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年4月～2024年2月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：[Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム
- (3) 日程  
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	第1回 2023年 2月 14日 12時

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

		第2回 2023年 2月 21日 12時
3	質問への回答 2月14日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 2月 17日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年 2月 27日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 3月 3日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時からの2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 3月 23日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時からの1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: <a href="mailto:e-propo@jica.go.jp">e-propo@jica.go.jp</a> )

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛 (outm1@jica.go.jp)  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

（2）評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履	70～80%

行が十分できるレベルにある。	
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

## 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システム

にて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。ついては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「スリランカ国再生可能エネルギーを活用した病院の電力レジリエンス強化計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）のエネルギーセクターでは、国内の豊富な水資源を活用した水力発電に加え、近年は石炭・石油等を用いた火力発電も主要電源として利用されてきたが、2022年には国際的な石油価格の高騰と深刻な外貨不足により火力発電の燃料輸入が大幅に滞った。同年8月には電気料金が約75%値上げされ、12月時点でも1日あたり2時間程度の計画停電が実施されるほど電力需給がひっ迫しており、今後も、電気料金は高止まりする見通しである。また、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外貨獲得に重要な観光業が大きな打撃を受け、経済が大きく低迷した。2022年4月には、スリランカ政府が公的債務の返済の一部停止を発表し、現在IMFや債権者等と債務再編の協議を行っている。このような背景により、スリランカ政府は後述の通り電源構成における再生可能エネルギーの割合を高め化石燃料の依存度を低下させる方針を定めている。

上記の状況は、スリランカの医療分野にも深刻な影響を及ぼしている。スリランカの大規模病院では、高度な医療の提供や入院患者の受け入れ等のための消費電力が大きく、2022年の約75%の電気料金の値上げは各病院の財務面を著しく逼迫する要因となっている。また、医療の提供のためには安定した電力確保が必須であるため、各病院では停電時間に対応するための自家用ディーゼル発電機を導入しているが、燃料の不足及び高騰により十分な発電が難しい状況にある。各病院においては空調停止や照明の間引きなど可能な限りの節電策が取られているものの、今後医療行為そのものにも制約が及ぶ可能性がある。

「再生可能エネルギーを活用した病院の電力レジリエンス強化計画」（以下、「本事業」という。）は、かかる背景を踏まえ、受け入れ患者数が多く、高度医療を提供する中核病院のうち、自家用発電機への依存度等の基準に基づき選定した3病院（スリジャヤワルダナプラ総合病院、ラトナプラ教育病院、クルネガラ教育病院）を対象に、太陽光発電設備と蓄電池等を導入することを通じて、対象病院における安定的な電力供給を図り、もって消費電力の低炭素化と光熱費負担の低減を通じた高度な医療サービ

スの安定的提供に寄与するものである。なお、スリランカ政府は近年再生可能エネルギーの活用促進に取り組んでおり、現在承認手続き中の「長期電源開発計画(2023-2042)」においても、2030年までに再生可能エネルギーの発電量を70%以上とする目標値を掲げており、同政策にも合致するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

1. 事業の目的：本事業は、スリランカの病院3か所（スリジャヤワルダナプラ総合病院、ラトナプラ教育病院、クルネガラ教育病院）において太陽光発電設備・蓄電池・制御システムを導入することにより、対象病院における安定的な電力供給を図り、もって消費電力の低炭素化と光熱費負担の低減を通じた高度な医療サービスの安定的提供に寄与する。

#### 2. 事業内容

(1) 施設、機材等の内容：太陽光発電設備（3病院計約700kWを想定）、蓄電池、制御システム等

(2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、施工監理、維持管理研修等

(3) 対象サイト：スリジャヤワルダナプラ総合病院、ラトナプラ教育病院、クルネガラ教育病院

(4) 実施機関：保健省

### 第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 第5条 業務の範囲

本業務は、「再生可能エネルギーを活用した病院の電力レジリエンス強化計画準備調査」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査においてJICAがスリランカ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 第6条 実施方針及び留意事項

#### 1. 先行調査を踏まえた調査の実施

本事業については、「サブサハラ電力アクセス向上にかかる情報収集確認調査」の中で、2022年9月に現地情報の収集が一部行われており、無償資金協力事業としての事

業範囲の提案、およびその事業費の想定がなされている。ただし、同調査は簡易的なものであるため、今回の協力準備調査においては、その調査結果を踏まえつつ、サイトの現状を精査し、必要な検討を実施する。

また、本事業と類似性のある太陽光発電設備に関する無償資金協力事業の事後評価からの教訓を整理し本事業に反映する。特に、社としてのグッド・プラクティスや教訓があればこれも活用する<sup>2</sup>。

## 2. 現地調査の実施方法

本調査においては、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（OD）を現地に渡航して行う。報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査（DOD）はオンラインで実施することを予定している。現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

なお、想定する閣議時期に対し、設計積算に要する期間を十分に確保するため、OD 調査は、2023 年 5 月初旬までに完了する必要がある。他方、今回はサイトが 3 か所に分散しているため、OD 調査時には同分野に複数の団員の配置を行うなどの方策をとる<sup>3</sup>。

## 3. 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席して JICA が開催する会議に参加し、または会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

## 4. 太陽光発電設備及び蓄電池導入の留意点

### （1）最適な設備容量及び導入形態・コンポーネントの検証・提案

対象となる 3 病院とも、敷地内にディーゼル発電設備が設置されており、電力会社からの送電が停止中にも、病院内に必要な電力が供給される仕組みとなっている。本事業は、停電時のディーゼル発電設備運転時間の短縮化や、電力会社からの購入電力量の削減による光熱費負担の低減を目的とすることから、太陽光発電設備については、病院内に設置可能な最大規模の容量の導入を目指し、蓄電池については病院の使用電力パターンを踏まえ余剰分を蓄電出来る容量とする<sup>4</sup>。

### （2）太陽光発電設備設置場所の検討

スリランカでは太陽光発電設備の地上への設置が認められていないことから、上記 1. 記載の先行調査においては、3 病院の屋根に設置する想定で、設置可能場所の確認を行い、概算で計 700kW の太陽光モジュールが設置可能であるとしている。本調査では既存建物の耐荷重、健全性、日射条件等を仕様、図面、構造計算書、また現地調査を通じて確認し、設置可能容量の最終化を行う。なお、建設時の地質データについても情報を入手、確認すること。

<sup>2</sup> コンサルタントは、太陽光発電設備に関する無償資金協力事業についての事後評価結果や社としての教訓を踏まえ、今回調査にて活用すべき点についてプロポーザルに記載すること。

<sup>3</sup> コンサルタントは、複数団員の配置を含む短期間での調査実施に資する、効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。

<sup>4</sup> 自家消費型太陽光発電設備に併設する蓄電池容量検討手法について、プロポーザルに記載すること。

### (3) 法規制・関連基準の確認

自家用太陽光発電の導入に関する法令・規制、系統連系ガイドライン、安全基準や技術基準等について、スリランカ国関係機関を含め十分に確認の上、然るべき対応を行う。

#### 5. 機材選定における人権の重視（強制労働等の人権侵害の排除）

日本政府は、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発表するなど、我が国はじめ国際社会において、企業における人権尊重の取り組みが重要視されてきている。本事業において調達が予定される機材についても、そのサプライチェーンにおいて強制労働等の人権侵害が行われていないことを主契約者に宣誓させるなどの対応を検討しており、入札図書への反映を目的に、各メーカーの取り組み状況を調査する。また、世界銀行及びアジア開発銀行が実施する太陽光発電支援事業における、人権に関する調達要件について情報を収集し整理する。

#### 6. 運営・維持管理能力

本事業実施後の機材等の運営・維持管理は、各病院にて行われる。対象となるスリジャヤワルダナプラ総合病院、ラトナプラ教育病院、クルネガラ教育病院の3病院のうち、スリジャヤワルダナプラ総合病院は独立した会計制度で運営され、残りの2病院は政府予算により運営されている。3病院とも電気設備の技術者がおり、自家用ディーゼル発電設備をはじめとする電気設備の維持管理が行われている。また各病院とも、これら電気設備の維持管理に必要な資金が予算化されていることから、本事業で調達する機材についても適切な維持管理が対応可能と考えられるが、本調査では運営維持管理に係る組織体制、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、技術移転やマニュアル整備についてソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

#### 7. 日本政府の関連政策との整合

日本政府は2022年7月、「蓄電池産業戦略」を発表し、我が国の蓄電池製造業振興に向けた各種取り組みを行っている。本事業においても、導入される蓄電池の性能や活用の方法が、スリランカにおいてショーケースとなることが期待されている。

また、日本・スリランカ政府は、2022年10月、「二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）」の構築に合意している。今後、スリランカにおいて日本企業により、本事業と同じく、建物屋根への太陽光発電設備設置によるCO2排出削減事業が展開されていくことが想定されることから、それに先んじ、本事業を通じて日本の技術のPRを行うことも期待されている。

機材の選定にあたっては、これら政策との整合性に留意する。

#### 8. 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「工事等安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、スリランカでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からスリランカでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したスリランカ共和国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりスリランカの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてスリランカで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

## 9. 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリCと位置づける。

## 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### 1. インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### 2. インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

### 3. 事業の背景・経緯の確認

スリランカのエネルギーセクターの現状及び各病院に関する以下をはじめとする各種データを入手する。

(1) スリランカの電力供給状況や今後の見通しを確認する。2022年12月時点では計画停電が継続中であったが、調査時点での最新状況及び今後の見通しを確認する。また、小売り電気料金について断続的な値上げが実施されているとの情報を得ており、この点についても最新情報を入手する。これらを踏まえ、本事業の必要性・妥当性を確認する。

(2) 3病院について、年間入院患者数、外来患者数、検査や手術の実施回数など医療サービスについての情報を収集する。また、電力使用状況、停電発生状況、自家発電設備運転時間等の情報を調査する。

(3) 本事業の要請の経緯と内容についてスリランカ側の意向を確認する。

(4) 本事業に関連する他ドナーや国際機関の支援（内容、実施時期）についての確認を行う。

#### 4. 事業の実施体制の確認

3 病院を対象に、予算、組織体制、人員、運営維持管理能力、技術水準、他の関係機関等について調査し、本事業の実施機関として実施期間中の対応及び完成後の運営維持管理が財務、技術、人員体制面で問題がないか確認する。

#### 5. サイト状況調査

本調査にて行う設計、施工・調達計画、積算について必要な精度を確保するため、3 病院において以下に示すサイト状況調査を行う。

- (1) 3 病院内における自家用発電設備を含む電気設備の状況。
- (2) 設備設置予定場所（建物屋根）の現状。建物建設時の設計図等の情報の入手。
- (3) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。

#### 6. ジェンダーに関する情報収集

本事業は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」と分類されており、以下について情報収集を行う。

- (1) 医療サービス受益者及びサービス提供者に占める女性の割合等
- (2) 機材の維持管理にあたる部門における女性スタッフの割合等

#### 7. 他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容について確認する。また、他ドナーによる活動が本事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

#### 8. 機材計画調査

本事業で整備する機材にかかる調査項目は以下のとおり。

- ・ 調達事情調査（調達先、代理店の有無等）
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）
- ・ 実施工程

#### 9. 事業内容の計画策定

上記調査3～8及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### (1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

##### (2) 基本計画

上記を踏まえ本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

### (3) 機材計画

- 1) 3 病院の現在及び将来の電力消費状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- 2) 3 病院の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。
- 3) 太陽光発電設備、蓄電池の設置に際し、病院敷地内の使用可能な区画を確定する。
- 4) 太陽光発電設備を設置する建物について、構造計算等により積載可能重量を確認の上、屋根の仕様を踏まえ、設置方法を検討し、防水工事や屋根構造の補強等の要否を確認する。
- 5) 病院内の主要電気設備の現況を確認し、回線補強の要否等を確認する。

### (4) 概略設計図

#### (5) 施工・据付計画

#### (6) 施工・据付方針

#### (7) 施工・据付上の留意事項

#### (8) 施工・据付区分（先方負担工事との区分）

#### (9) 施工・据付監理計画

#### (10) 品質管理計画

#### (11) 資機材等調達計画

#### (12) 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、運用中の病院内での施工となるため、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、病院運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

また、施工・調達監理計画では、概略設計に基づく施工・調達監理方針、施工・調達監理体制、施工・調達監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

### 10. 技術支援計画の検討

本事業で整備する施設・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容は DOD 時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

「ソフトコンポーネント・ガイドライン」については、以下を参照。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/ku57pq00001t6g.nl-att/soft\\_202011.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001t6g.nl-att/soft_202011.pdf)

## 1 1. 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

## 1 2. 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA スリランカ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

## 1 3. 事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

## 1 4. 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

なお、11で検討した事業内容全てを日本政府無償資金協力予算でカバーできない可能性もありうるため、優先度に基づいた概略事業費算出も行う。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。



### (1) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2019年10月）及び追補編（2020年11月）を参照する。

### (2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、仕様や調達先の工夫等によるコスト縮減の可能性を十分に検討する。

### (3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ①経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ②工事量変動にかかるリスク
- ③自然条件にかかるリスク（台風等）
- ④現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤治安状況にかかるリスク

#### 15. 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### 16. 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### 17. 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（緩和策）に資する可能性があるため、JICAがウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【緩和】

([https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html))

「15. 再生可能エネルギー/水力等」等を参考に緩和効果（温室効果ガス削減量）の推計の検討を行う。

#### 18. 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### 19. 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価6項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については

①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年を目処とした目標年の目標値を設定する。

本事業においては、定量的指標として対象病院の購入電力量 (MWh/年)、自家用ディーゼル発電機の燃料使用量 (kL/年)、本事業による CO2 排出削減量 (t/年) などが想定される。<sup>5</sup>

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid\\_business.html](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

## 20. 準備調査報告書(案)の作成

本調査結果を準備調査報告書(案)(機材仕様書(案)を含む)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

### 21. 準備調査報告書(案)の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書(案)をスリランカ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案)(機材仕様書(案)を含む)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

### 22. 準備調査報告書等の作成

スリランカ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- (1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- (2) 概要資料(完成予想図を含む)
- (3) 機材仕様書
- (4) 準備調査報告書(完成予想図を含む)
- (5) デジタル画像

## 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)、(6)、(8)から(10)を成果品、(11)を最終成果品とする。

	レポート名	提出時期	部数など
(1)	業務計画書 <sup>(注1)</sup>	契約締結日から起算して 10 営業日以内 (2023 年 4 月)	和文電子データ

<sup>5</sup> 加えて、事業によって間接的にもたらされることが期待される医療サービスの質の向上に関し、現時点で想定される成果や裨益効果、事後評価のための評価指標をプロポーザルで提案すること。

(2)	インセプション・レポート <sup>(注2)</sup>	第一次現地調査前 (2023年4月)	英文10部
(3)	現地調査結果概要 <sup>(注2)</sup>	第一次現地調査後 (2022年5月)	和文電子データ
(4)	準備調査報告書(案) <sup>(注2)</sup>	国内解析後 (2023年8月)	和文電子データ 英文10部
(5)	デジタル画像集・記録表 <sup>(注6)</sup>	2023年9月上旬	CD-R2枚
(6)	進捗報告書の初版	2023年9月上旬	英文3部
(7)	免税情報シート	2023年9月上旬	和文電子データ
(8)	概略事業費(無償)積算内訳書 <sup>(注3)</sup>	第二次現地調査後 (2023年9月上旬)	和文2部
(9)	機材仕様書	第二次現地調査後 (2023年9月上旬)	和文3部 英文4部
(10)	概要資料 <sup>(注2)(注4)</sup>	第二次現地調査後 (2023年9月上旬)	和文1部 CD-R1枚
(11)	準備調査報告書 <sup>(注2)(注4)(注5)</sup>	契約履行期間の末日	和文(簡易製本版)2部 CD-R1枚 和文(製本版)8部 CD-R1枚 英文(製本版)16部 CD-R3枚
(12)	会議記録 <sup>(注7)</sup>	各会議日から起算して 3営業日以内	電子データ

報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成に当たっては、その表現に十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」に従うこと。準備調査報告書(製本版)を除き、簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注1) 業務実施契約約款第2条第1項および共通仕様書第6条で規定のとおり。

注2) 無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2022年6月改訂版)に従うこと。

注3) 設計・積算マニュアル(補完編及び機材編(2019年10月))に従うこと。

注4) 概要資料、準備調査報告書には設計図および完成予想図並びに測量成果等(実施した場合)を含む。

注5) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注6) デジタル画像40枚程度を想定している。

注7) 派遣前会議・報告会等の国内会議、現地協議等を想定している。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	太陽光発電設備に関する無償資金協力事業についての事後評価結果や社としての教訓を踏まえ、今回調査にて活用すべき点	第6条 実施方針及び留意事項 1. 先行調査を踏まえた調査の実施
2	OD調査において、3か所のサイトの調査を、短期間で効率的に実施する方法	第6条 実施方針及び留意事項 2. 現地調査の実施方法
3	自家消費型太陽光発電設備に併設する蓄電池容量検討手法	第6条 実施方針及び留意事項 4. 太陽光発電設備及び蓄電池導入の留意点(1)最適な設備容量及び導入形態・コンポーネントの検証・提案
4	事業によって間接的にもたらされることが期待される医療サービスの質の向上に関し、現時点で想定される成果や裨益効果、事後評価のための評価指標	第7条 19. 事業の評価

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務: 太陽光発電及び蓄電池システム導入計画に関する各種調査

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・調達及び施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／太陽光発電計画
- 蓄電池システム

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.9 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／太陽光発電計画）】

- ① 類似業務経験の分野：太陽光発電システム導入計画の策定に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：スリランカ国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：蓄電池システム】

- ① 類似業務経験の分野：蓄電池システム導入計画の策定に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：英語
- ③ 語学能力：スリランカ国及び全途上国

**【留意事項】**語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

（詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)）

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年4月に業務を開始し、5月初旬までに第一次現地調査を完了する。設計・積算作業を行い8月末に第2次現地調査をオンラインで行い、9月上旬までに概要資料を提出する。その後2024年2月下旬までに最終成果品を提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 16.35人月（現地：5.60人月、国内：10.75人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/太陽光発電計画（2号）
- ② 蓄電池システム（3号）
- ③ 機材計画
- ④ 施設改修計画（1）
- ⑤ 施設改修計画（2）
- ⑥ 施設改修計画（3）
- ⑦ 調達・施工計画/積算（1）
- ⑧ 調達・施工計画/積算（2）

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 事前調査レポート
- 「サブサハラ電力アクセス向上にかかる情報収集確認調査」調査結果概要の一部抜粋

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### **【上限額】**

**55,810,000円（税抜）**

なお、定額計上分（税抜）について、計上指示がある場合は上記上限額には含みません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える提案をする場合の当該提案に関する経費**

#### （4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

本件は定額計上の対象なし

#### （5）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。



(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒コロンボ（スリランカ航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

なし

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(34)</b>	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／太陽光発電計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(-)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	<b>8</b>
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>蓄電池システム</u>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	

エ) その他学位、資格等	3
--------------	---